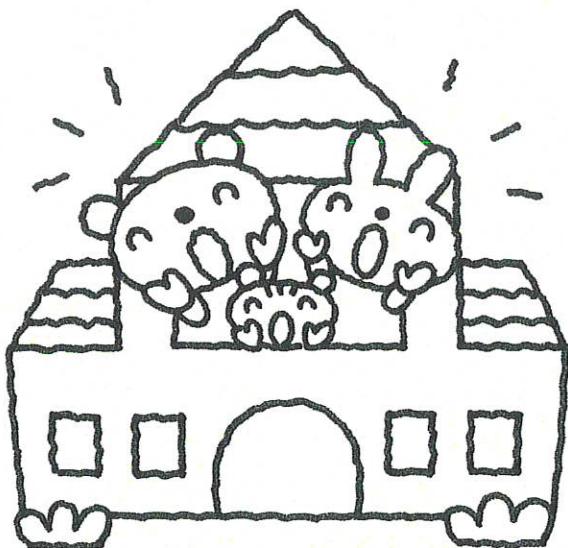


# 中村こども園

## 入園のしおり

(重要事項説明書)



幼保連携型認定こども園  
河南町立中村こども園

〒585-0034

大阪府南河内郡河南町大字神山19番地

TEL 0721-93-6866

## 目 次

1. 子どもとつくる楽しい「中村こども園」 .....	1
2. 園の概要 .....	4
3. 教育・保育の提供について .....	6
4. 預かり保育・延長保育 .....	8
5. 諸費用の納入について .....	10
6. 通園について .....	11
通園バス運行路線予定図（幼稚園部門） .....	12
7. 園と家庭との連携について .....	13
気象警報等発令時について .....	14
地震発生時の対応について .....	15
8. 入園にそなえて .....	16
0・1・2歳児 .....	16
3・4・5歳児 .....	16
9. 年間行事予定表 .....	20
10. 健康と衛生について .....	22
11. 給食と食物アレルギーの対応について .....	27
12. 相談や要望、その他事項について .....	29



# 1. 子どもとつくる楽しい「中村こども園」

中村こども園では、人格形成の基礎を培う大事な乳幼児期に、喜んで通園できる楽しい生活の場として、基本的な生活習慣を身に付け、自立の心や態度を養います。また、仲間と遊ぶこと・協力することを通じて、協同性や社会性を身に付け、豊かな人間性をもった子どもを育てる目的としています。

## ◎ 認定こども園とは

認定こども園は、保護者の就労の有無に関わらず入園することができ、教育・保育を一体的に行う施設で、すべての子どもに「教育」と「保育」を提供することができます。

また、保護者のニーズに応じた子育て支援事業を行うこともできます。



## —教育・保育目標—

元気で たくましく 心豊かな子どもの育成  
～生きる力の基礎を培う～

## —めざす子ども像—

### ✿ 基本的な生活習慣を身に付け、心身共にすこやかな子ども

- ・十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、子どもの様々な要求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ・挨拶、清潔、着替え、排泄、食事等日々の生活を通して、社会生活に必要なマナーを身に付ける。
- ・家庭と協働して、規則正しい健康な生活リズムを定着させ、心身の健康の基礎を培う。
- ・個々の発達に応じ、温かい援助や励ましを基に、自分でやり遂げようとする力を育む。

### ✿ 人の話を聞き、自分の思いを素直に表現できる子ども

- ・友達や周りの人と積極的に関わり喜びや悲しみを共感し合う等、心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにする。
- ・読み聞かせを重視し、絵本を見たり、話を聞いたりして豊かな心を育む。

## ✿ 生命の大切さを知り、思いやりのあるやさしい子ども

- ・身近な動植物に親しむことを通して、世話をすることの喜びを味わい、いたわる気持ちを育み、生命の大切さ等に気付く。
- ・互いに思いやり、命や人権を大切にする心の基盤をつくる。
- ・人と関わる中で、愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てると共に、自主、協同の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

## ✿ 友達と力を合わせ、最後までやりぬく子ども

- ・友達と協同する活動で多様な感情を体験すると共に、良いこと悪いことに気付き、規範意識の芽生えを培う。
- ・「やってみたい！」という意欲や「なぜ？」「どうして？」という疑問を感じ、試行錯誤をする姿を大切にし、一人一人の子どもの思いを受け止め、自己肯定感を高める。

## ✿ 美しいものに感動できる子ども

- ・四季折々の自然や身近な環境に触れて生活し、大きさや美しさ、不思議さに気付く。
- ・生活の中で美しい物や心を動かす出来事に触れ、心から感動したことを伝え合う楽しさを味わい、豊かな感性を育て、創造力の芽生えを培う。

# — 「乳幼児期」今大切なこと —



## ✿ 「あいさつ」をする習慣を付けましょう。

- ・あいさつをすることでコミュニケーションが増え、人とのつながりができ、人間関係を築く出発点にもなります。子どもの顔を見て、あいさつをしましょう。

## ✿ 「ふれあい」を大切にして、会話を増やしましょう。

- ・会話をするときは触れ合いを大切にし、子どもの顔を見ながら話をしましょう。
- ・子どもは話を聞いてもらうことで安心して自分の思いを言葉で伝えたり、人の話を聞いたりするようになります。コミュニケーション力が育っていきます。

## ✿ 「子どもの思い」を受け止めましょう。

- ・自立のもとになるのは意欲です。意欲のもとになるのは安心感です。自分を受け止めてもらった安心感が土台になっています。自分を受け止めてもらう時、子どもは自分が大切にされていると思います。そして、それは自分が大切にされる価値があるという自己肯定感を育むことになります。

## ✿ 「手をつないでこども園」子どもと手をつないで送迎をしましょう。

- ・子育ての中で、子どもと手をつないで歩けるのは限られています。この時期を大切にし、話をしながら道路・駐車場内、バス停までの歩き方等繰り返し教えましょう。

子どもがもつ力を十分開花させることができるように、私たち大人が良き「援助者」になることが大切です。

## —支援教育について—

支援を要する乳幼児の教育にあたっては、友達と触れ合いながら安心感をもって園生活が楽しめるよう、基本的生活習慣を身に付け、自立に向けた営みができるようにすることを目指しています。

園では、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促し、子どもが「共に学ぶ」、「共に育つ」という視点から保育を進めていきます。

また、全職員が支援の仕方について共通理解をし、協力しながら取り組んでいます。

### ◎ 指導にあたって

- ・一人一人の特性を理解し、良好な信頼関係を築く。
- ・身の回りのことは自分の力でやろうという気持ちをもてるように支援し、生活習慣を身に付けていく。
- ・子どもが興味をもっている事を探し、無理なく多様な経験や体験ができるようにする。
- ・友達と関わることが楽しいと感じられるよう工夫する。
- ・一人一人の子どもが安心して自己発揮し、子ども同士が共に育ち合い、心のつながりのある豊かな体験の場となるようにする。

### ◎ 保護者・小学校・中学校・専門機関との連携

- ・家庭との連携を密にし、保護者と共に歩んでいけるようにする。
- ・支援の方向性や内容・方法については保護者と話し合い、個別の教育・支援計画を作成する。
- ・小学校や中学校と連携を図り、長期的な視点に立ち、一貫した支援が行えるようにする。
- ・河南町教育委員会事務局こども1ばん課や医療機関等と協力体制を図り、適切なアドバイスを受ける等、子ども同士が共に育ち合い、高め合えるよう指導・支援をしていく。

## 2. 園の概要

◎ 名 称 幼保連携型認定こども園 河南町立中村こども園

◎ 所在地 河南町大字神山19番地

◎ 電話番号 0721-93-6866

◎ 認定年月日 令和2年3月31日

◎ 開園年月日 令和2年4月 1日

◎ 定 員 206人

0～2歳児 66人（保育園部門）

3～5歳児 140人（幼稚園部門と保育園部門）



### ◎ 施設概要

こども園の園舎は、室内を木質化（一部大阪産木材使用）し、ウッドデッキを設置することにより、自然と調和した空間づくりに努めています。また、園庭の芝生化と築山を配置することにより、園児がのびのびと遊び自然とのふれあいを体感できるようにしています。

・保育室 1階部分 0～2歳児室、遊戯室、保健室、職員室

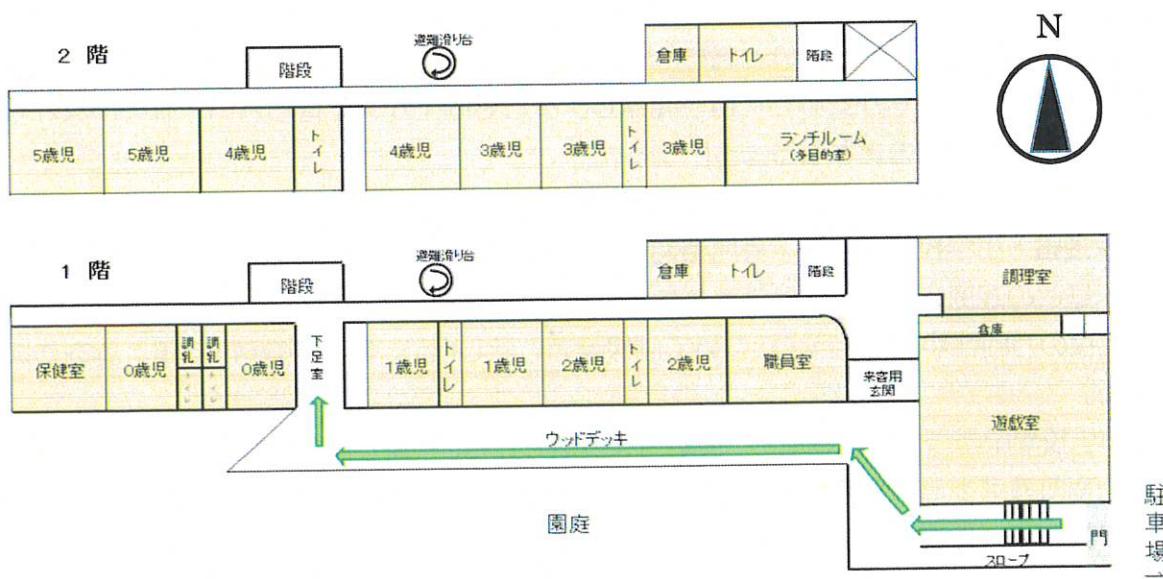
2階部分 3～5歳児室、ランチルーム（多目的室）

・主要構造 鉄骨造り2階建て

・面 積 敷地面積 11,641 m<sup>2</sup>

建物面積 1,407 m<sup>2</sup>

園庭面積 2,263 m<sup>2</sup>



※園舎の一部に地下があり、職員の更衣室や倉庫として使用しています。

◎ 運営主体

- ・名 称 河南町 (担当課 : 教・育部 こども1ばん課)
- ・住 所 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359 番地の6
- ・電話番号 0721-93-2500 (代表)

◎ 学年とクラス名

- ・0歳児 ひよこ 1組、2組
- ・1歳児 りす 1組、2組
- ・2歳児 うさぎ 1組、2組
- ・3歳児 ぱんだ 1組、2組
- ・4歳児 きりん 1組、2組
- ・5歳児 ぞう 1組、2組

◎ 職員の職種、員数及び職務内容

職 種	員 数	職務内容
園 長	1人	教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
副 園 長	2人	園長を補佐し、園務を整理するほか、地域の保護者等に対する子育て支援を行う。
主幹保育教諭	5人	園児に教育・保育を実施するとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を統括する。
保育教諭	22人※	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
看護師	3人	園児の看護および保健業務等を行う。
養護講師	0人	園児の養護を司る。
栄養士	1人	園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理を行う。また、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

※大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例による基準を満たすよう、職員を配置しています。(園児数により変わります)

※上記の他、必要に応じて補助・介助のための人員、給食の調理員などを配置しています。

### 3. 教育・保育の提供について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に沿って子どもの発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。

学年	4月1日～翌3月31日
学期	第1学期 4月1日～ 7月31日 第2学期 8月1日～12月31日 第3学期 1月1日～ 3月31日

#### ◎ 教育・保育を提供する日

	幼稚園部門（1号認定）	保育園部門（2・3号認定）
曜日	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日
時間	午前9時～午後2時	短時間認定：午前9時～午後5時 標準時間認定：午前7時～午後6時
休園日	夏休み 7月21日～8月31日 冬休み 12月25日～1月7日 春休み 3月25日～4月7日	年末年始 12月29日～1月3日

※園の行事や特に必要があると認めるときは、休園日を変更することがあります。

#### ◎ 当園の利用の開始および終了について

- ・開始 入園のしおり等により保護者とその内容を確認のうえ、利用にかかる契約を結び教育・保育の提供を開始します。
- ・終了 以下の項目に該当する場合、教育・保育の提供を終了します。
  - ① 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき
  - ② 子ども・子育て支援法施行規則の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
  - ③ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

Q：幼稚園部門（1号認定）から保育園部門（2号認定）へ変更はできますか？

A：変更できます。変更したい月の前月10日前までに変更の申請をしてください。

保育が必要な事由に該当する証明などの提出が必要になるため、早めの相談をお願いします。

保育園部門（2号認定）から幼稚園部門（1号認定）への変更も、同様に可能です。

## « 一日の生活流れ »

### ◎ 幼稚園部門（1号認定）

教育・保育 月曜日～金曜日 9時00分～14時00分

預かり保育 月曜日～金曜日 14時00分～17時00分

9:00	9:15	11:45	14:00	15:00	17:00
登園(身支 度・準備) 自ら選んで行 う経験活動	教育課程に基づく 教育活動	給食	降園	おやつ	降園

※ 夏休みは預かり保育を実施します（保護者の送迎が必要です）。

### ◎ 保育園部門（2号認定）

教育・保育 月曜日～土曜日

7:00	9:15	11:45	15:00	17:00	19:00
登園(身支 度・準備) 自ら選んで行 う経験活動	教育課程に基づく 教育活動	給食	おやつ	隨時降園	

### ◎ 保育園部門（3号認定）

保育 月曜日～土曜日

7:00	9:15	11:20	15:00	17:00	19:00
登園(身支 度・準備) 自ら選んで行 う経験活動	教育課程に基づく 教育活動	給食	おやつ	隨時降園	

## 4. 預かり保育・延長保育

### ■幼稚園部門（1号認定）・・・預かり保育

＜平日＞ 預かり保育を希望される方は事前に申し込んでください。

- ・こども園の保育時間終了後、いろいろな事情によりこども園での保育を望まれるご家庭の園児を対象に預かり保育を実施するものです。

・月～金曜日 14時00分～17時00分

・利用料は1回 300円（翌月の15日に口座振替）

・預かり保育希望者には、預かり保育のファイルを配布します。

希望日の朝、ファイルに○印を付け、バス通園の方はバス乗車職員に手渡し、徒歩通園の方は玄関の指定の場所に提出してください。

・預かり保育のおやつは園で用意します（保育園部と同じおやつを食べます）。

・徒歩通園の方は、17時00分までにお迎えをお願いします。

・バス通園の方は通園バスで送りますので、バス停までお迎えをお願いします。

・預かり保育のファイルは集計のため、毎月末に提出してください。



	9:00	14:00	17:00
月～金曜日		教育・保育時間	預かり保育 300円／回

＜夏休み＞ 預かり保育を希望される方は、事前に申し込んでください。

・利用料 9時00分～12時00分 300円

12時00分～17時00分 500円

9時00分～17時00分 825円 [300円+500円+25円(主食費)]

・夏休み期間中は、園バスの運行はありません。保護者の方の送迎をお願いします。

・1日保育の場合は、保育園部門と同じ給食とおやつを食べます（主食費を徴収します）。

・午後保育の場合は、昼食を家で食べてから登園してください（おやつは保育園部門と同じおやつを食べます）。

・預かり保育のファイルは集計のため、毎月末に提出してください。

	9:00	12:00	17:00
夏休み	預かり保育 300円／回		預かり保育 500円／回

（） 8月に1日保育を利用する場合、昼食代（主食費）として別途、1食25円徴収します。

## ■保育園部門（2号・3号認定）・・・延長保育

- 「保育時間申請書兼延長保育利用申込書」を提出してください。
- 1か月1人あたりの延長保育料が5,000円を超える場合は、1か月5,000円とします。

認定区分	就労時間等	保育を利用できる時間
短時間認定	月 64 時間以上 120 時間未満	9時～17時（8時間）
標準時間認定	月 120 時間以上	7時～18時（11時間）

＜短時間認定＞ 延長保育を利用する方は別途、利用料が必要です（翌月の15日に口座振替）。

延長保育料は下記の表の通り加算されます。

7:00～ 7:59	8:00～ 8:29	8:30～ 9:00	17:00～ 17:30	17:31～ 18:30	18:31～ 18:40	18:41～ 18:50	18:51～ 19:00
100円	100円	0円	教育・保育時間	0円	100円	300円	100円

＜標準時間認定＞ 延長保育を利用する方は別途、利用料が必要です（翌月の15日に口座振替）。

延長保育料は下記の表の通り加算されます。

18:00～18:30	18:31～ 18:40	18:41～ 18:50	18:51～ 19:00
教育・保育時間	0円	300円	100円

※保育の必要量で定めた各区分の保育を利用できる時間（保育時間）の前後30分間の利用については送り迎えの準備時間とし、延長保育料は発生しません。

※保育は19時までですので、遅れないようにお迎えをお願いします。

延長保育料は19時1分以降10分毎に100円加算します。

### ◎ 短時間認定と標準時間認定の違い

- 保護者の就労時間等により、「標準時間認定」と「短時間認定」に分けられます。認定区分により、保育を利用できる時間や保育料が異なります。

※就労時間等には、通勤時間や職場での休憩時間も含みます。

※保育を利用できる時間の前後が延長保育になります。

## 5. 諸費用の納入について

◎ 口座振替 翌月15日（振替日が土・日曜・祝日の場合はその翌日）

		幼稚園部門 (3~5歳児)	保育園部門 (3~5歳児) (0~2歳児)		備考
保育料 (利用者負担額)		0円	0円	保護者等の所得に応じて町が定める金額	幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上の全員と0~2歳児の非課税世帯は無償になります。
給食費	主食費 (米・パン代)	月 500円 ※8月は 0円	月 600円	—	8月のみ、月の半分以上欠席の場合は半額、全日欠席の場合は0円です。
	副食費 (おかず代)	0円 (月 4,800円)	0円 (月 4,800円)	—	にこにこランチ事業として、全額、町からの補助があります。
教材費		月 300円	月 300円	—	うち、200円は絵本代。絵本1冊(400円)につき200円を町が負担します。
行事費		月 300円	月 300円	—	
預かり保育料		前月に利用した料金	—	—	
延長保育料		—	前月に利用した料金	前月に利用した料金	子ども1人あたり月額5,000円が上限
保険代		年 200円 (5月利用分と併せて6月に徴収します。)	年 200円 (5月利用分と併せて6月に徴収します。)	年 200円 (5月利用分と併せて6月に徴収します。)	スポーツ振興センター掛金(保護者負担分)
保護者会費		月 150円	月 150円	月 150円	年2回に分けて保護者会が徴収します。

## 6. 通園について



登降園の送迎については、保護者の方が責任をもって送迎をしてください。

- ・車での送迎時は、必ず園の駐車場に駐車してください。園周辺は道路も狭く、送迎時は限時速（30キロ）を厳守していただき、出入り口では一旦停止し、左右確認をしてください。近隣の方のご迷惑になりますので、園の周辺に駐車することは禁止しています。エンジンを切って車から離れ、貴重品などは車に置いたままにせず、自己責任で管理をお願いします。

### ◎ 幼稚園部門（1号認定）

- ・通園バスを利用する方は、決まった停留所にバス到着時刻より早めの送迎をお願いします。
- ・バス到着時刻に間に合わない場合は、8時10分までに園へ連絡のうえ、直接園まで送迎をお願いします。
- ・バスが園に到着後、各保育室へ行き、持ち物の準備をします。
- ・登園時間は9時です。登園が遅れる時や、欠席の日は8時10分までに連絡を入れていただき、欠席理由も知らせてください。事前に欠席することが分かっている場合は、前もって連絡してください。事前に連絡頂いた場合、当日の連絡は要りません。
- ・徒歩通園の方は、交通規則を守り通園コースを決めて、保護者付き添いのもと、安全に登降園をお願いします。
- ・雨の日は、特に安全に配慮していただき雨具等はバスに乗る前にお持ち帰りください。徒歩の場合は玄関でお持ち帰りください。
- ・降園時間は、14時00分です。
- ・通園途中に危険な場所等がありましたら、園までお知らせください。
- ・降園後に直接友達の家や、公園に遊びに行くことはやめましょう。一旦帰宅してから行く習慣を付けましょう。

### ◎ 保育園部門

- ・車での送迎時は、スピードを控え、安全運転を心がけていただくと共に、必ず園の駐車場に駐車してください。近隣の方のご迷惑になりますので、園の周辺に駐車することは禁止しています。エンジンを切って車から離れ、貴重品などは車に置いたままにせず、自己責任で管理をお願いします。

#### （2号認定 3・4・5歳児）

- ・お子様は早朝の保育室または、園職員までお願いします。
- ・持ち物の準備は通常保育開始時に行います。

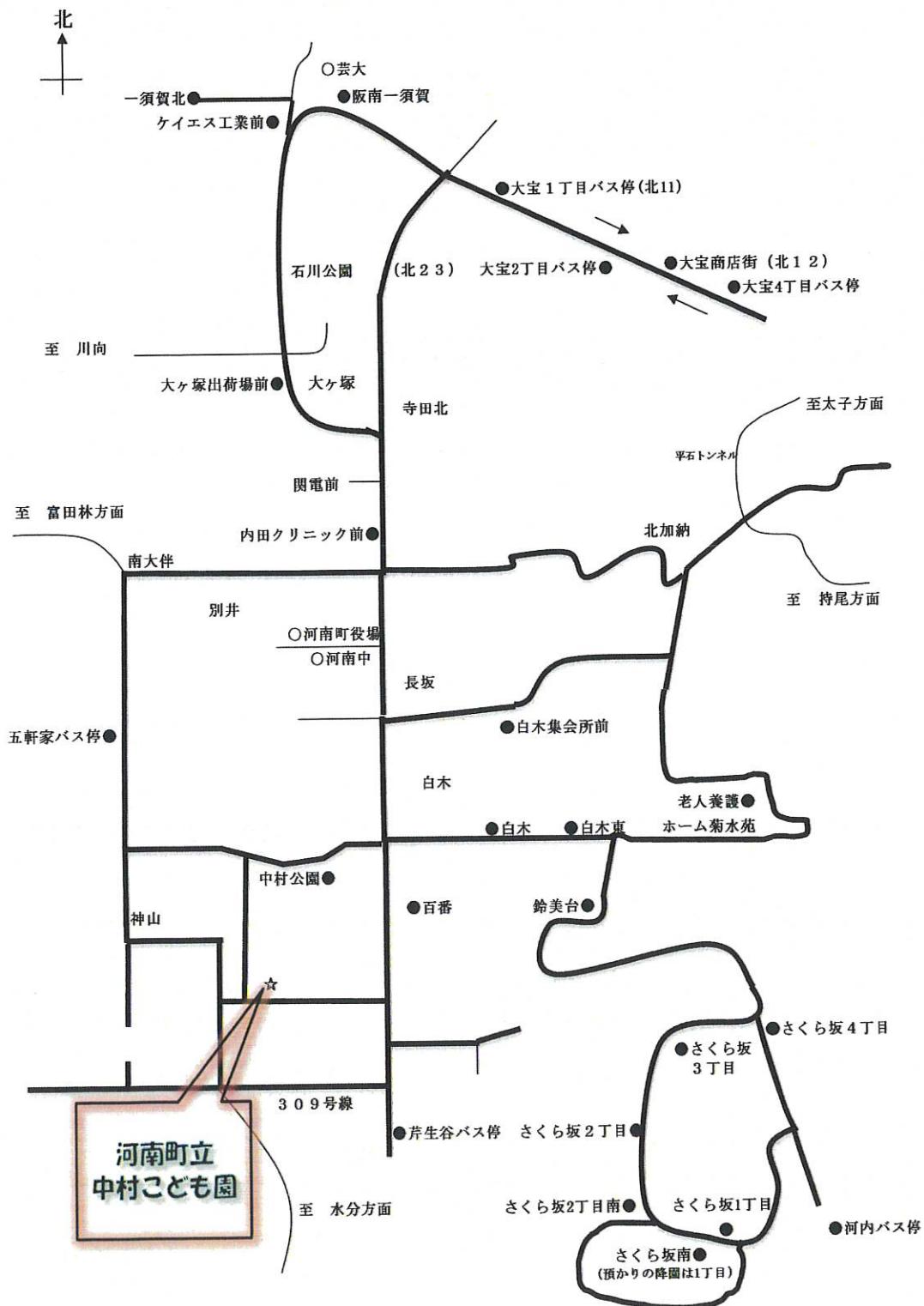
#### （3号認定 0・1・2歳児）

- ・お子様は早朝の保育室または、園職員までお願いします。
- ・持ち物は保護者の方が各保育室の指定の場所に入れてください。



## 通園バス運行路線予定図（幼稚園部門）

※バスの停留所は、金剛バスやカナちゃんバスのバス停を中心に、申込状況により決定しているため、変更になることがあります。



## 7. 園と家庭との連携について

- ◎ 毎月「園だより」「ほけんだより」「クラスだより」「給食だより・献立表」を発行します。  
また、通信アプリ「イロドリンク」で行事の詳しい予定や連絡事項等をお知らせします。
- ◎ 緊急の場合は、電話で連絡することもあります。
  - ・個人的な連絡は、直接個人に連絡します。
  - ・全家庭への連絡は、通信アプリ「イロドリンク」にて一斉メールで連絡します。
- ◎ 欠席される場合は必ず園へ連絡をいただき、無断で休まれることのないようにお願いします。  
欠席の場合、前日、または当日の8時10分までに通信アプリ「イロドリンク」でお知らせください。  
または、電話で連絡をお願いします。連絡がない場合は園より確認の電話をします。
- ◎ 手紙など印刷物で連絡することができますので、通園かばんの中をお子さんと一緒に毎日確認してください。0・1・2歳児については、各保育室の連絡棚の確認を毎日お願いします。
- ◎ 担任への連絡は「連絡ノート」に記入してください。電話連絡や登降園時に直接伝えていただいても結構です。園からの連絡もありますので、「連絡ノート」は毎日持ってきてください。  
※週6日・12時間開園しているため、職員はローテーションで勤務をしています。
- ◎ 住所、電話番号、勤務先、就労時間等の変更がありましたら、すぐに連絡してください。  
緊急連絡カードの書き換え、就労証明の再提出等をしていただきます。
- ◎ 相談ごとは、電話または直接ご来園のうえ気軽にお話しください。
- ◎ 暴風警報や大雨特別警報の発表、大地震が発生した場合、園は休園になります。  
詳しくは、次のページをご確認ください。

## 気象警報等発令時について

河南町に次の警報が発表された場合、下記の通り対応していただけようお願いいたします。

### 暴風警報 もしくは 大雨特別警報

#### 1. 午前7時までに解除された場合

通園路の安全に注意して登園してください。通園バスも通常どおり運行します。  
通常保育をします。給食も実施します。

#### 2. 午前8時までに解除された場合

通園路の安全に注意して登園してください。通園バスも通常どおり運行します。  
通常保育をします。給食も実施します。

#### 3. 午前9時までに解除された場合

通園路の安全に注意して登園してください。通園バスは、午前9時に園を出発します。  
通常保育をします。給食も実施します。

#### 4. 午前9時時点警報発令中 臨時休園

#### 5. 保育中にいずれかの警報が発表された場合

園で一時避難します。安全確認のうえ園で、保護者に引き渡しますので、  
できるかぎり速やかに、園まで迎えに来てください。（気象情報にご注意ください）

安全確保のため、降園を一時見合わせることもあります。

※その他、町内に避難指示が発令されている場合は、休園することがあります。

※対象外の警報発令中、送迎時の安全確認を十分行ってください。（大雨・洪水警報等）

※雷が発生している場合は、園で様子を見て判断します。

## 地震発生時の対応について

河南町に次の地震が発生した場合、下記の通り対応していただけようお願いいたします。

### 震度5弱 以上の地震が発生したとき

1. 登園前に発生した場合、園は臨時休園とします。
2. 休みの日に発生した場合、次の日は臨時休園とします。

次の日の翌日が登園日の場合、園から連絡がなければ、登園してください。園で安全に保育ができないような状況であれば、保護者に一斉発信メール（イロドリンク）・園玄関に掲示等によりお知らせします。
3. 登園の途中で発生した場合、安全な場所に一時避難してください。

園か自宅のどちらか近いほうに移動してください。
4. 保育中に地震が発生した場合、安全な場所に避難誘導します。

園及び周辺の被害状況を見届け、安全確認のうえ園で、保護者に引き渡しますので、できるかぎり速やかに、園まで迎えに来てください。

### 震度4以下の地震が発生したとき

- ・原則として、園は休園にはなりません。
- ただし、園及び地域の被害状況により、子どもの安全確保上、臨時休園になる場合があります。

## 8. 入園にそなえて

園は、子どもにとって居心地がよく、あたたかな生活空間となるよう、子どもたちの心の安定を図り、第二の家庭となるような保育環境を整えるよう心掛けています。

年齢、月齢の異なる乳幼児一人一人に丁寧に関わりながら、生活リズムを整え、大人との安定した関係を通して、人に対する信頼関係を育んでいきます。

家庭と園で協力しながら、共に健やかな成長を見守っていきましょう。

### ✿ 〇・1・2歳児 ✿

#### ◎ 服装について

- ・通園服は、清潔で、着脱しやすく、動きやすい物。  
※ひも付きズボン、ボタンで留めるズボン、Gパン、スカート付きズボンは、排便時に困りますので禁止。  
※フード付き上着、ズボンの裾の紐、飾りの付いた服（スパンコール・ビーズ・リボン等）は禁止。フードはひっかかったりして危険な場合もあります。
- ・運動靴  
※紐靴・革靴は不可、子どもが自分で履きやすい運動靴、サイズのあった運動靴。
- ・通園帽子（学年のカラー帽子、クラス別のフェルトを付ける）

#### ◎ 持ち物について

- ・入園までに家庭で用意していただくものについては、17ページを参照してください。
- ・通園帽子を着て登園してください。  
※すべての持ち物に必ず名前を記入してください。(消えやすいので時々確認してください)

#### ◎ 午睡の用意について

- ・一人ずつの昼寝ベッドを使用しますので、敷き布団はいりません。  
専用の敷きシーツを購入してください。
- ・かけ布団と敷きシーツは金曜日または土曜日に持ち帰りとなります。

#### 新入・進級時に持ってきていただく用品（〇・1・2歳児）

- ぞうきん 3枚
- ティッシュペーパー 5箱
- ナイロン袋（50枚入り・25×35cm） 3袋
- バスタオル 1枚（新入児のみ）

# 0・1・2歳児 持ち物

※は、必要に応じて持参

品 名		必要数			備 考
		0歳児	1歳児	2歳児	
午睡用品	かけ布団（カバー付）	1	1	1	夏はタオルケット
	敷きシーツ（ベッド用）	1	1	1	濡れた時はそのつど持ち帰り、替えのシーツと交換（個別に購入）
	防水マット		※	※	
(おやつ食事用)	エプロン	3	3		防水性ポケット付き・袖なしのもの
	よだれかけ	※	※	※	
	おしぶり	3	3		おやつ・給食時に使用
	ナイロン袋	1	1		おしぶり、エプロンを入れる
衣類	紙パンツ	10	10	※	おしり部分に名前記入
	肌シャツ（半袖）	5	3	3	年間通して半袖（ランニングシャツ、キャミソール、ロンパースは不可）
	パンツ			5	トランクス不可
	トレーニングパンツ		10	5	個別に声をかける
	上着	5	5	5	トレーナー・Tシャツ等（フード付きは不可）
	ズボン（冬は長ズボン可）	5	5	5	Gパン不可 スカート付きズボン不可
	靴下	1	1	1	
	ジャンパー（防寒着）	1	1	1	冬に使用（フード付きは不可）
毎日持参するもの	手ふきタオル	1	1	1	ひも付き
	足ふきタオル（フェイスタオル）	1	1	1	
	手さげかばん	1	1	1	着替えた衣類を入れる
	汚れ物入れ袋（スーパーの袋）	1	1	1	紙おむつ・パンツ・濡れた物を入れる
	コップと袋		1	1	持ち手がある物
	連絡ノート	1	1	1	園で準備
	水筒			1	
	体温計（園に置いておきます）	1	1		毎朝検温し、表に記入する（腋下用）
その他	プール用水着 他			1	男の子（ズボン型）女の子（ワンピース型）ラッシュガード着用可・水泳帽子・ビーチサンダル

\*すべての持ち物に必ず名前を記入してください。

### 3・4・5歳児 持ち物

\*すべての持ち物に必ず名前を記入してください。

	品 名	備 考
毎日持参する物	通園リュック	園指定の物
	手ふきタオル	ひも付き
	コップ袋（コップ・マスクが入る大きさ）	子どもが扱いやすい大きさの袋（ゴムひもでない物）
	コップ（プラスチック）	うがい・歯磨き時に使用します (安定がよく、落としても割れにくい物)
	歯ブラシ	年齢にあった物（歯磨き剤・キップは使用しません）
	マスク（布製）	給食準備に使用します
	予備のマスク（3枚）	感染予防のため・汚れた時の交換のため
	出席ノート	園指定の物を購入
	連絡ノート	園指定の物
	おたよりケース	持ち帰ったら、次の日持って来てください
園に常備する物	ハンカチ・ティッシュ	ズボンのポケットに入れる
	水筒	肩かけ用で、ふたがコップになっている物
持ち帰る物 週末に	置き着替え	私服可（上着・ズボン・シャツ・靴下・パンツを袋に入れる） 着替えた時は新しい着替えを持って来てください 季節に応じて交換してください
	スマック	制作や絵画活動で使用します
持 ち 帰 る 物	上靴 (上靴袋)	金曜日または土曜日に持ち帰ります
プ ル で 使 用 す る 物	プール用水着 (女の子:ワンピース型) (男の子:ズボン型) ビーチサンダル 水泳帽子	水着は金具がついていない物 ラッシュガード着用可

## 3・4・5歳児

### ◎ 自分のことは自分でできる子どもに

- ・衣服の着脱 一人で着替えられるようにしましょう（着替えやすい物を着せる配慮も必要です）。
- ・大小便の始末 一人で排便ができる、始末もできるようにしましょう。
- ・後片付け 使ったものを片付けるようにしましょう。
- ・持ち物 自分の持ち物がわかるようにしましょう（他の人の物と区別が付きますか？）。

### ◎ 思ったことが言える子どもに

- ・自分の言いたい事が伝えられるようにしましょう（頭が痛い、トイレへ行きたい等）。
- ・あいさつや自分の名前が言える。名前を呼ばれたら「はい」と返事ができる。「おはよう」、「さようなら」などの基本的なあいさつができるように、家庭でも声をかけるようにしましょう。

### ◎ 生活習慣を身に付けた子どもに

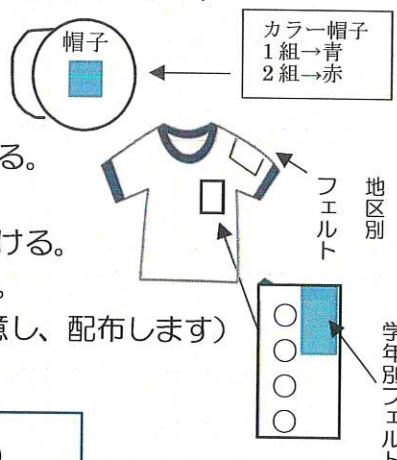
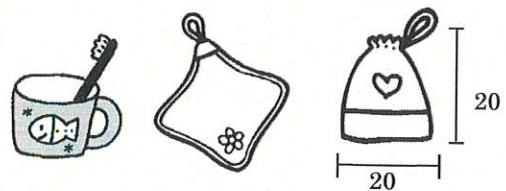
- ・早寝、早起きをしましょう（睡眠時間を十分に）。
- ・洗顔や手洗い、うがい、歯磨きをしましょう。
- ・3食をきちんと食べるようにしましょう。  
(おやつの時間や量を決めましょう。朝食後、排便の習慣も付けましょう)
- ・3歳児の希望の方のみ、午睡を行います。
- ・4歳児の希望の方のみ、午睡を行います。（運動会まで）

### ◎ 服装について

- ・通園帽子（学年のカラー帽子）クラス別のフェルトを付ける。
- ・通園リュック
- ・通園上着（長袖シャツ・半袖シャツ）左胸に布製名札を付ける。

布製名札には名前を記入し、学年別フェルトを付ける。

左肩に地区別フェルトを付ける。（フェルトは園で用意し、配布します）



徒步通園（クリーム） 青バス（青） 赤バス（赤）  
保育園部門（むらさき）

### ・通園ズボン（半ズボン・長ズボン）

冬期や体調不良の時は長ズボンも着用します（ジャージで色は紺色）

- ・ベスト（前かぶりのもの。上服と同じように布製名札を付ける。色は紺色）
- ・通園用靴（運動靴型。皮製や紐式等は不可）



### 新入・進級時に持ってきていただく用品（3・4・5歳児）

- ぞうきん 3枚（当番活動等で園児が使用します）
- ナイロン袋（50枚入り・25×35cm）1袋
- ティッシュペーパー 5箱
- バスタオル 1枚（新入児のみ）  
(足ふきマット等に使用します)

## 9. 年間行事予定表

<毎月実施> 誕生会・英語教室・体育教室・健康の集い・発育測定・巡回相談・危機管理訓練・避難訓練・絵本貸出(5歳児のみ)

☆地域交流

月	主な行事	健康・安全指導	地域・家庭との連携
4	○入園式 ○第1学期始業式 ○家庭訪問 ○保育参観 3・4・5歳児 ○保育参加 0・1・2歳児	○健康診断 ・内科健診 ・耳鼻科検診 ・眼科検診・歯科検診 ○健康の集い「手洗い指導」	○園だより、クラスだより、家庭訪問連絡ノート等で、保護者との連携を密にし、相互理解に努める ○保護者会総会
5	○お楽しみ会 ○園外保育 ○ふれあい動物園 ☆田植え(棚田保存会) 5歳児	○ブラッシング指導 (歯科衛生士訪問指導) ○尿検査 ○健康の集い「正しい姿勢」	○園だより、クラスだより、ホームページを通して、園全体やクラスの様子を知らせていく
6	○園外保育 ○自由参観 英語教室 3・4・5歳児 体育教室 3・4・5歳児 ○水あそび ☆玉ねぎ・じゃがいも掘り ○給食試食会(新入園児保護者)	○視力・聴力検査(4・5歳児) ○健康の集い 「プライベートゾーン」	○虫歯予防・梅雨期の健康管理等保健だよりを通じて知らせる ○救命訓練(心肺蘇生法) ○給食試食会を通して食育に関心を深めていただく機会にする
7	○水あそび・プールあそび ○お楽しみ会 ○女性消防団(水難事故) ○第1学期終業式	○水あそび・プールあそびの安全対策 ○健康の集い「熱中症」	○個人懇談 相互理解しながら、子どもたちのよりよい成長に向けての手立てをみつける機会とする ○夏休みの過ごし方について
8	○預かり保育実施 (幼稚園部門) ○水あそび・プールあそび	○虫さされ、害虫対策 ○遊具設備・玩具の消毒と安全点検	○地域巡回
9	○第2学期始業式 ☆敬老の集い 5歳児 (園児の祖父母) ☆稻刈り・サツマイモ掘り (棚田保存会) 5歳児	○健康の集い 「トイレの使い方指導」 ○尿検査	○園児の祖父母を招き、交流をする

月	主な行事	保健・安全指導	地域・家庭との連携
10	○運動参観 ○園外保育 ○にっこりキッズ 4歳児 ○お楽しみ会	○健康診断 ・内科健診 ・耳鼻科検診 ・眼科検診 ・歯科検診 ○健康の集い 「手洗いチェックカードを使用しての手洗い指導」	○運動参観は、子どもたちの活躍する姿に成長を感じ、保護者と共に喜び合い、次の成長への足がかりとする
11	☆小学校交流 5歳児 ○園外保育 ☆保育参加 店屋ごっこ (未就園児交流)	○ブラッシング指導 (歯科衛生士訪問指導) ○視力・聴力検査 5歳児 ○就学時健康診断 (近つ飛鳥・かなん桜小) ○健康の集い 「咳工チケット」	○地域の未就園児を招き、親しみをもって共に活動することにより、地域の交流を深める機会とする
12	○園外保育 3・4・5歳児 ○修了記念写真撮影 5歳児 ○女性消防団(火災) ○お楽しみ会 ☆人形劇観賞(クラルテ) ○第2学期終業式	○視力・聴力検査 4歳児 ○健康の集い 「生活リズム」 ○遊具設備・玩具の消毒と安全点検	○個人懇談 子どもの育ちを伝え合い、進級、入学に向け成長の手立てとする ○年末・年始・冬休みの安全生活指導をする
1	○第3学期始業式	○健康の集い 「丈夫な身体づくり」	
2	○保育参観 0・1・2歳児 ○お楽しみ会 ○保育参観 3・4・5歳児 ○体験入園	○健康の集い 「自分を大切にする」	○地域の未就園児を招き、交流を深める機会とする ○一年間の締めくくりの劇場ごっこ等、総合的な活動を通して子どもの成長を認め合う機会とする
3	○お楽しみ会 ○園外保育(お別れ遠足) ○お別れ会 ○修了証書授与式 ○第3学期修業式	○園内設備清掃 ○遊具設備・玩具の消毒と安全点検 ○健康の集い 「1年間のふりかえり」	○保護者会決算総会 ○修了・修業の行事を通してこれまでの成長を保護者と共に喜び合える場とする ○年間の園行事について民生委員・児童委員と話し合う

## 10. 健康と衛生について

### ◎ 園は集団生活の場です

- ・服装は清潔を第一とし、冬も薄着の習慣を付けましょう。
- ・爪はいつも短くすることに留意してください。保育において、危険と判断した場合は、保健室で爪切りをします。
- ・前髪は目に入らないようにしましょう。また、長い髪は飾りの無いゴムで束ね、毛染め等はしないようにしましょう。
- ・朝食はしっかりと食べ、排便を済ませて登園する習慣を付けましょう。
- ・うがい、手洗い、歯磨きの習慣を付けましょう。



### ◎ 定期健康診断について

- ・園児の心身の健康を保持するため、検診（内科、眼科、耳鼻科、歯科）、尿検査を実施しています。（全園児・年2回）  
当日欠席の場合は、園医での検診の案内を後日お渡ししますので、早めに受けてください。（園医で受ける検診において、自己負担はありません）
- ・検診の結果により受診案内を行います。専門医の診察を受け、治療等の指示を受けてください。また、その診察、治療結果を速やかに園へ報告してください。  
春の検診は、その結果により医師の判断があるまで水遊びやプール遊びができません。

### ◎ こんな時には（健康状態）

#### 【発熱】

- ・体温が37.5度の発熱を認めた場合は保健室で体調を再確認し、保護者への連絡の上早退となります。また、38度を超えた翌日は、解熱していても自宅療養をお願いします。

#### 【下痢】

- ・保育中に2回以上の下痢便を認めた場合は、発熱がなくてもお迎えの連絡をさせていただきます。また、自宅においても、登園の24時間以内に複数回の下痢便、飲水や食事の刺激で下痢がある、いつもの水分や食事が摂れない場合は、登園を控えてください。

#### 【嘔吐】

- ・保育中に嘔吐が見られた場合は、発熱が無くても体調不良であれば、お迎えの連絡をさせていただきます。また、自宅においても登園の24時間以内に嘔吐がある、いつもの水分や食事が摂れない、元気がない等、いつもと違う様子であれば登園を控えてください。

※ 集団生活において、感染拡大予防は重要です。必要に応じて医師の指示をあおいでいただき、早退、欠席についてもご理解、ご協力をお願いします。

#### ※ 連絡ノート(0・1・2歳児)について

- ・体温、健康状態を登園前に記入して持参してください。担任が体調を確認します。
- ・0・1・2歳児は登園後保育室で再度検温してください。

#### ◎ 薬の預かりについて

- 誤薬、紛失、副作用出現のリスクなどが予測されるため、基本的にお薬はご家庭での与薬をお願いしています。医師に2回／日（朝夕）の薬剤への変更を相談する、帰宅後の服用、保育時間の調整などを検討していただいたうえでも、医師の指示によりやむを得ず、保育中の投与が必要な場合は下記要領でお預かりし、看護師により対応します。
- ・園で預かる薬は、病院等で処方され自宅で1回以上服用させた薬剤のみです。同症状であっても、以前処方された薬剤は対応できません。
  - ・「服用依頼書（保護者が記入）」別紙1と薬局等でもらう「薬の説明書」が必要です。
  - ・1回分の薬と「服用依頼書」「薬の説明書」をジッパー付き袋に入れ、園職員又は園バス乗車職員に手渡してください（薬は1つずつ名前を記入してください）
  - ・給食後に1回／日与薬を行います。複数回の投与や塗布等の個別の対応は、基本的に行っていません。
  - ・本人の症状による判断が必要な与薬は対応できません。
  - ・解熱鎮痛剤、下痢止めは預かることはできません。
  - ・慢性疾患等の投薬や処置については、医師の指示が必要になるため「薬の投与に関する指示書（医師が記入）別紙2を提出してください。



#### ◎ 園での傷、ケガの応急手当てについて

- ・園での傷の手当ては、下記の手順で行います。

手当て方法は、①傷口を水道水で洗浄します（消毒薬は使用しません）  
②出血があれば圧迫止血等で止血をします。  
③止血が確認出来たら、傷の具合によりワセリンの塗布か、絆創膏または、ガーゼを貼ります。

- ・ワセリンは傷口の乾燥を防ぐ、痛みを緩和する目的により塗布します。園での手当は、あくまで応急処置です。自宅に帰られましたら傷の状態を確認していただき、清潔にしてください。

## ◎ 保健室で対応出来ないケガについて

- ・保護者の方にケガの状況を連絡し、かかりつけ医等希望の病院で受診をします（状況により希望に添えない場合もあります）。
  - ・希望がなければ子どもの状況に応じて判断し、受け入れ可能な病院で受診させていただきます。
  - ・受診には看護師又は養護教諭が同行しますが、可能な限り保護者の同行をお願いします。
- ※ 子どもたちの育ちの為にはチャレンジが必要です。そしてその際には「リスク（子どもの育ちにとって必要な怪我・病気）」が伴うことがあります。園生活の中では、何度もつまずきながら歩行を獲得したり、友達との意見の相違を経験して、関わり方を学んだりすることがよく見られます。また、感染症等の確率もご家庭より高くなりますが、免疫を獲得し体は強くなります。「ハザード（危険の原因）」は排除するよう、安全管理・点検や研修を行っていますので、ご理解をお願いいたします。

## ◎ 入退院、手術を受ける場合

### ・入退院について

疾病や外傷等で入院をされた場合は、速やかに園にご連絡ください。

状況により、面談を行い退院後の必要な配慮や医師の指示等の確認、相談もさせていただきます。

場合により、「治療、手術を理由とする保育上の留意点について（医師記入）」**別紙6**の提出が必要になります。

### ・手術について

予定された手術による入院の場合は、事前に面談を行い、病状、必要な手術の内容、術後必要と予測される配慮等について確認、相談させていただきます。

場合により、

「治療、手術を理由とする保育上の留意点について（医師記入）」**別紙6**の提出が必要になります。

※面談の内容により、病後児保育の利用をご案内する場合があります。

※退院日が決まれば、園にご連絡ください。また、退院の翌日は、自宅療養で変わりないか、保育が可能かの様子をみていただきますようご協力お願いします。集団生活のため、ご了承お願いします。

## ◎ 虫刺され、蕁麻疹について

- 保育中に痒みが認められた場合は、ムヒベビー（製造販売元：池田漢範堂）を、顔を含む全身に使用します。

### 虫刺され

刺された個所を水洗いし、その後ムヒベビーを塗布します。（顔も含む）

その後も痒みが続く場合は、同じ処置を繰り返します。

### 蕁麻疹・発疹等

痒みがある場合はその個所を水洗いし、保冷剤で冷やします。その後も痒みが続く場合はムヒベビーを塗布します。

※アレルギーや皮膚科治療等で、ムヒベビーの使用が出来ない場合は、事前に申し出てください。

## ◎ 感染症・伝染病について

- 集団生活で予防接種は必要なことですので、対象年齢の子どもは必ず受けるようにしてください。
- 感染性の病気については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「学校保健法施行規則」および大阪府医師会（就学前児保健検討委員会）の「こども園、保育園においてよくみられる感染症の登園、休園基準」を基に、次のとおり基準を定めています。**【26ページの表を参照】**
- 新型コロナウィルス感染症は、インフルエンザウィルス感染症と同じ「5類感染症」ですでの、発症の翌日から5日間を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまでが出席停止期間になります。

### (A) 登園停止が必要な感染症・伝染病

- 医師の意見書が必要です。
- 医師の指示に従い、定められた期間は休ませ、その後登園に支障がないと医師が認めた場合に「こども園伝染病に関する意見書」**別紙3** を提出してください。
- ただし、インフルエンザの場合は、医師の意見書は不要です。  
医師の指示された日から登園し、「登園届」**別紙4** を提出してください。

### (B) 状況によって登園停止期間の処置が必要と考えられる感染症・伝染病

- 医師の意見書は必要ありません。
- 発熱がなく、いつもの食事や水分が摂れ、普段通りの様子であれば登園してください。  
心配な点があれば、医師と相談をしてください。

### (C) 通常登園停止の措置は必要ないと考えられる感染症・伝染病

- 症状により医師の意見書の提出を求める場合があります。  
また、園児の体調が悪く、保育ができない場合は休んでいただくことがあります。

## ◎ こども園において特に予防すべき感染症・伝染病、登園停止期間

### (A) 登園停止が必要な感染症・伝染病

病名	症状	出席停止期間の基準
インフルエンザ	悪寒・高熱・頭痛で発病し、全身倦怠・腰痛・関節痛がある	発疹した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
百日咳	咳・くしゃみ・鼻水、吸込んだ後に「ヒュー」と音を立てて長く息を吸い込む	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	発熱・咳・くしゃみ・鼻水・赤い発疹が頬の内側から始まり、全身に広がる	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱・耳の下からあごにかけての腫れと痛み	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹 (三日ばしか)	発熱・小さな赤い発疹が全身に出る。耳の後ろや首のリンパ腺が腫れる。のどの痛み・咳・目の充血	紅斑性の発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	発熱(熱が出ないこともある) 全身に発疹(頭皮や口の中まで) 直径2~3mmの赤い発疹→発疹の中央が水ぶくれになる・かゆみ→黒いかさぶた	すべての水泡がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱・アデノウイルス感染症)	熱・のどの痛み・目のかゆみや充血・くしゃみ・鼻水・腹痛や下痢	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	発熱(微熱)・咳・疲れやすい・寝汗が続く	医師により伝染のおそれがないと認められるまで
髓膜炎菌性髄膜炎	頭痛・発熱・けいれん・意識障害・髄膜刺激症状	

### (B) 状況によって登園停止期間の処置が必要と考えられる感染症・伝染病

病名	症状	出席停止期間のめやす	留意事項
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	一般的な特徴は腹痛、水様性下痢及び血便嘔吐や38℃台の高熱を伴うこともある	症状が改善し、医師により伝染のおそれがないと認められるまで	
流行性角結膜炎	目がゴロゴロして痛がゆい、目やに・充血・発熱		
急性出血性結膜炎	白め部分に出血があり、目が真っ赤に充血する痛みや異物感・涙目症状が強い		
手足口病	水ぶくれや赤い発疹が、手のひら・足の裏・口の中にできる、発熱	解熱し全身状態が安定するまで	一般的な予防法の励行
ヘルパンギーナ	高熱と口の中(のど)に発疹(赤い→水泡→潰瘍)		
伝染性紅斑 (りんご病)	両方の頬に赤い発疹が出て、りんごのようになる腕や太ももの波模様の発疹ができる	発疹のみで全身状態良好になるまで	急性期の症状の変化に注意
ウイルス性肝炎	ウイルス(A・B・C・D・E型)による子どものA型の場合、無症状なこともあるが、発熱・頭痛・下痢などのあと黄疸ができる	主要症状が消失し、肝機能が正常になるまで	B型肝炎・C型肝炎の無症状性病原体所有者は登園可
マイコプラズマ感染症	かぜ症状としつこい咳ができる	急性期が終了後、症状改善し、全身状態が良好になるまで	
流行性嘔吐下痢	嘔吐と下痢が突然始まるロタウイルスによるものは、下痢便が牛乳のように白くなる	下痢、嘔吐から回復し、全身状態が良好になるまで	
溶連菌感染症	発熱・のどの腫れと痛み、全身に発疹、イチゴ舌(舌に赤いブツブツ)	適切な抗生素治療後24時間経て解熱し、全身状態が良好になるまで	一般的には5~10日程度の抗生素の内服が推奨される

### (C) 通常登園停止の措置は必要ないと考えられる感染症・伝染病

病名	症状	留意事項
アタマジラミ	髪の毛に卵を産み1週間で成虫(2~3mm)になる頭がかゆくなる	シラミの駆除・タオルの共有を避ける着衣・シーツ・帽子の洗濯と熱処理をする
水いぼ (伝染性軟臓)	皮膚と同じ色の直径1~3mmのふくらみ(真ん中が少しへこんでいる)が、胸・わきの下・腕の内側などの皮膚のやわらかなところにできる	原則としてプールを禁止する必要はないが2次感染のある場合は禁止する
とびひ (伝染性膿瘍疹)	皮膚が赤くなり、次第に米粒大の水泡になり、だんだんと大きくなる。水泡は薄く破れやすい	病巣の処理と被覆。共同のプールは避ける。病巣の直接接触を避ける

## 11. 給食と食物アレルギーの対応について

### ◎ 給食について（自園調理）

- ・栄養士が栄養バランスを考えた献立を園で調理しています。
- ・食品の持ち味を大切に、乳幼児期に相応しい薄味の給食です。
- ・原則として、加熱したものを提供します（フルーツ等を除く）。
- ・おやつは体に優しい手作りの物を基本として取り入れ、夕食までのエネルギーをサポートします。
- ・毎月献立表で1か月の献立をお知らせします。

昼食と夕食の内容が重ならないように、ご家庭で献立を考える際に役立ててください。

### ◎ 食事の環境について

- ・0・1・2・3・4・5歳児は各保育室にて食事をとります。
- 0・1・2歳児は家庭的な雰囲気で、子ども一人一人の発達に合わせて提供します。
- 3・4・5歳児は準備から片付けまでの習慣が身に付くことを目指した援助を行います。

### ◎ 弁当について（園外保育）

- ・主食と副食が入った弁当を持参してください。おにぎりだけの時もあります。
- ・ゼリーや菓子類、果実、小袋に入ったふりかけの持参は禁止です。
- ・箸、箸箱、弁当を包み、袋に入れてください。  
※スプーンやフォークはいりません。

### ◎ 補食について

年齢	時間	午前9時30分頃	午後3時30分頃
2~4か月児		3~4時間おきにミルク	
5~6か月児		ミルク	ミルク
7~8か月児		ミルク・おやつ	ミルク・おやつ
9か月児~11か月児		ミルク・おやつ	ミルク・おやつ
1・2歳児		牛乳・おやつ	牛乳・おやつ

### ◎ 離乳食について

- ・離乳食で使用する食材リスト表を渡します。入園されるまでにご家庭で必ず食べ始めてください。

生後5か月までは必要ありません。

## ◎ 食物アレルギーの対応について

### ・アレルギー対応の条件（下記①～⑤の条件を満たしていること）

- ① 食物アレルギーで医師の診断を受けていること。
  - ② 食物アレルギーの原因食材が特定されていること。
  - ③ 規定の「生活管理指導表」を提出すること。（1回/年以上）  
(なお、生活管理指導表の記入には、費用を要する場合がありますのでご了解ください)
  - ④ 食物アレルギー対応希望書等の必要書類を提出すること。
  - ⑤ 医師の指導により、家庭での除去食等を実施していること。
- ※ただし、条件を満たしていても、その程度により対応出来ないことがあります。  
その場合、家庭から弁当を持参していただくことになります。

### ・対応できる原因食品について

- ① 鶏卵
- ② 乳→飲用牛乳については、ほうじ茶で対応
- ③ 小麦
- ④ 大豆
- ⑤ ごま



※給食では、『そば』『ピーナッツ』『えび』を食材として使用しません。

### ・対応食について

代替食（アレルギーの原因となる食材について、栄養価等を補う代替食材を使用）を基本とします。

ただし、食材の調達等で対応ができない場合は、除去食で対応します。

### ・献立について

対応食は、通常の献立を基本とします。

ただし、献立によっては、同じ形状で提供できない場合があります。

※1日1種類の対応食で実施しますので、アレルゲン以外の食物を除去する場合があります。

1食分を専用食器に入れて提供します。

### ・対応時の食器について

専用の食器を使用します（色を変えて対応）。

### ・対応食の期間について

年度（4月～翌年3月）単位での実施となるため、継続の場合でも毎年度申請等の手続きが必要です。

## 12. 相談や要望、その他事項について

### ◎ 育児相談・支援事業

子育てに関する相談を、隨時受け付けています。

また、週1回程度、心理士による「巡回相談」も実施していますので、子どもの成長や発達等、気になることがあればお声がけください。

育児の負担感、困り事などに対する相談等、広く支援を行っています。

### ◎ 相談ごとは電話または直接ご来園のうえ、気軽にお話しください。

### ◎ 施設・設備や教育・保育に関する要望や改善等については、解決責任者を園長が、受付担当を副園長が担い、申出者との話し合いによる解決に努め、必要な対応・改善を行います。また、園での対応で納得のいかない場合には、第三者委員に話し合いの立ち合いを求めることができます。

受付担当者 : 副園長

解決責任者 : 園長

第三者委員 : 民生委員児童委員 会長

民生委員児童委員 副会長

民生委員児童委員 副会長

\*当園では上記のほか、園内に要望・改善等に係る投函箱を設置しています。

\*上記で解決できない内容は、大阪府社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し出ることができます。

大阪府社会福祉協議会 運営適正委員会 福祉サービス苦情解決委員会

専用電話 06-6191-3130

相談日 月～金曜日 10時～16時（祝祭日を除く）

### ◎ 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ・園児及びその保護者等に係る個人情報については、園としての役割を円滑に行うために利用します。また利用目的の範囲を超えての利用は行いません。
- ・ホームページ上に公開する写真等については、園児のプライバシー保護に努め、同意を得て慎重に取り扱います。

## ◎ 子どもの人権の擁護・虐待の防止について

園には、児童虐待の早期発見に努める義務があります。

「もしかして虐待？」と思われた時や、虐待を疑う情報が寄せられた場合は、速やかに関係機関に通告をしなければいけません。

子どもたちが笑顔で過ごせるよう、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

### (相談先)

■河南町役場こども1ばん課（こども支援係）	☎ (93) 2500
9時00分～17時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）	
■富田林子ども家庭センター	☎ (25) 1131
9時00分～17時45分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）	
■児童相談所全国共通3桁ダイヤル	☎ 189

また、園では、職員による園児に対する虐待等の行為の禁止や、虐待の防止・人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施等、人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な措置を実施しています。

## ◎ 保険の加入について

園では、以下の保険への加入をお願いしています。

### ・保険の種類

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付

### ・保険の内容

園の管理下における災害に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金）を行う。

## ◎ その他

・敷地内はすべて禁煙です。

・他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。